

町田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 (2 0 1 7 年) 1 2 月 2 2 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

町田市長等の給与に関する条例（昭和３３年４月町田市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「退職、失職」を「退職し、失職し、」に、「この項前段」を「前段」に改め、同条第２項中「退職、失職又は死亡の日」を「退職し、失職し、又は死亡した日（次条第２項において「退職の日」という。）」に、「１００分の１９７．５」を「１００分の２０２．５」に、「１００分の２１２．５」を「１００分の２１７．５」に改める。

第５条第１項中「退職、失職、若しくは死亡（以下「退職」という。）した」を「退職し、失職し、又は死亡した」に改め、同条第２項中「額は」の次に「、在職１年につき」を、「給料月額に」の次に「、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ」を加え、同項各号を次のように改める。

（１）市長の職にあった者 １００分の３４１

（２）副市長の職にあった者 １００分の２８７

第５条第３項中「退職または」を「退職し、失職し、又は」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、平成３０年１月１日から施行する。

（特例措置）

２ 平成３０年３月に支給する期末手当に係るこの条例による改正後の第４条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の３０」とあるのは「１００分の４０」とする。

（経過措置）

３ この条例による改正後の第５条の規定は、平成３０年１月１日以後に退職した者に係る退職手当について適用し、同日前に退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による。

町田市長等の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
第4条 市長等の期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対して支給する。これらの基準日前1月以内に<u>退職し、失職し、又は死亡した市長等（当該基準日において前段の規定の適用を受ける者を除く。）</u>についても、同様とする。 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、<u>退職し、失職し、又は死亡した日（次条第2項において「退職の日」という。）</u>現在）において市長等が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の30、6月に支給する場合においては<u>100分の202.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、町田市職員の期末手当支給に関する条例（昭和33年7月町田市条例第34号）の適用を受ける職員の例による在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。 第5条 市長等が<u>退職し、失職し、又は死亡したときは、これに退職手当を支給する。</u> 2 前項の退職手当の額は、<u>在職1年につき、その者の退職の日における給料月額に、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u> （1） <u>市長の職にあつた者 100分の341</u> （2） <u>副市長の職にあつた者 100分の287</u> 3 在職期間の計算は、就職の月から<u>退職し、失職し、又は死亡した月までとし、1年未満の端数は月割を以って計算し、1月未満の端数は1月とする。</u> 4～6 略	第4条 市長等の期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対して支給する。これらの基準日前1月以内に<u>退職、失職又は死亡した市長等（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）</u>についても、同様とする。 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、<u>退職、失職又は死亡の日現在</u>）において市長等が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の30、6月に支給する場合においては<u>100分の197.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、町田市職員の期末手当支給に関する条例（昭和33年7月町田市条例第34号）の適用を受ける職員の例による在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。 第5条 市長等が<u>退職、失職、若しくは死亡（以下「退職」という。）したときは、これに退職手当を支給する。</u> 2 前項の退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） <u>市長の職にあつた者については、在職1年につき月額3.5月分</u> （2） <u>副市長の職にあつた者については、在職1年につき月額3月分</u> 3 在職期間の計算は、就職の月から<u>退職または死亡した月までとし、1年未満の端数は月割を以って計算し、1月未満の端数は1月とする。</u> 4～6 略